

第 80 回国民スポーツ大会つがる市準備委員会

## 第 4 回総会



日 時	: 令和 6 年 6 月 19 日 (水) 15 : 00
場 所	: 生涯学習交流センター松の館「交流ホール」

青の煌めき<sup>きら</sup>あおもり国スポ・障スポ



翔ける未来へ縄文の風に乗って

第80回国民スポーツ大会 第25回全国障害者スポーツ大会

# 第 80 回国民スポーツ大会つがる市準備委員会

## 第 4 回総会資料 目次

第 80 回国民スポーツ大会つがる市準備委員会第 4 回総会 次第 .....	1
1 報告事項	
【報告第 1 号】第 80 回国民スポーツ大会競技会会期の決定について .....	2
【報告第 2 号】第 80 回国民スポーツ大会つがる市準備委員会委員等の変更について .....	6
【報告第 3 号】第 3 回常任委員会における審議決定事項について .....	7
【報告第 4 号】会長が専決処分した事項について .....	8
2 審議事項	
【議案第 1 号】第 80 回国民スポーツ大会つがる市準備委員会令和 5 年度事業報告（案） .....	9
【議案第 2 号】第 80 回国民スポーツ大会つがる市準備委員会令和 5 年度収支決算（案） .....	12
【議案第 3 号】青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会の設置及び会則の 改正について（案） .....	14

# 第 80 回国民スポーツ大会つがる市準備委員会第 4 回総会

## 次 第

### 1 開 会

### 2 会長あいさつ

### 3 報告事項

【報告第 1 号】第 80 回国民スポーツ大会競技会会期の決定について

【報告第 2 号】第 80 回国民スポーツ大会つがる市準備委員会委員等の変更について

【報告第 3 号】第 3 回常任委員会における審議決定事項について

【報告第 4 号】会長が専決処分した事項について

### 4 審議事項

【議案第 1 号】第 80 回国民スポーツ大会つがる市準備委員会令和 5 年度事業報告(案)

【議案第 2 号】第 80 回国民スポーツ大会つがる市準備委員会令和 5 年度収支決算(案)

【議案第 3 号】青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会の設置及び会則  
の改正について(案)

### 5 閉 会

## 第80回国民スポーツ大会競技会会期の決定について

令和5年12月8日（金）に開催された（公財）日本スポーツ協会第3回理事会において、第80回国民スポーツ大会競技会会期が決定した。

### ○第80回国民スポーツ大会競技会会期（つがる市）

1 バレーボール（少年女子）

競技日程：令和8年10月11日（日）～10月14日（水） 4日間

競技会場：伊藤鉱業アリーナつがる（つがる市総合体育館）

2 柔道（成年男子・女子・少年男子）

競技日程：令和8年10月17日（土）～10月19日（月） 3日間

競技会場：伊藤鉱業アリーナつがる（つがる市総合体育館）

青の煌めきあおもり国スポ(第80回国民スポーツ大会)競技会会期

<本大会>

式典	会場地	式典会場	式典 日数	競技日程																
				10月																
				10 土	11 日	12 月	13 火	14 水	15 木	16 金	17 土	18 日	19 月	20 火						
総合開会式	青森市	カクヒログループアスレチックスタジアム	1	●																
総合閉会式			1																●	

【正式競技(本会期)】

競技名	種別	会場地	競技会場	競技 日数	競技日程																
					10月																
					10 土	11 日	12 月	13 火	14 水	15 木	16 金	17 土	18 日	19 月	20 火						
陸上競技	全種別	青森市	カクヒログループアスレチックスタジアム	5						●	●	●	●	●							
サッカー	成年女子	十和田市	十和田市高森山球技場	4		●	●	●	●												
		十和田市	十和田市高森山人工芝多目的グラウンド	2		●	●														
	少年男子	五戸町	五戸町ひばり野公園陸上競技場	1		●															
		八戸市	ブライフーズスタジアム	5	●	●	●	●	●												
		八戸市	八戸市東運動公園陸上競技場	2	●	●															
	少年女子	八戸市	八戸市南郷陸上競技場	3	●	●	●														
十和田市		十和田市高森山人工芝多目的グラウンド	1	●																	
五戸町		五戸町ひばり野公園陸上競技場	4	●	●	●	●														
南部町	ふるさと運動公園陸上競技場	2	●	●																	
テニス	全種別	青森市	新青森県総合運動公園テニスコート	4		●	●	●	●												
バレーボール	6人制	成年男子	青森市	マエダアリーナ	4		●	●	●	●											
	成年女子	五所川原市	五所川原市民体育館	4		●	●	●	●												
	少年男子	青森市	マエダアリーナ	4		●	●	●	●												
	少年女子	つがる市	伊藤鉱業アリーナつがる	4		●	●	●	●												
バスケットボール	成年男子	八戸市	八戸市東体育館	4						●	●	●	●								
	成年女子	むつ市	むつマエダアリーナ	4						●	●	●	●								
	少年男子	十和田市	十和田市総合体育センター	5						●	●	●	●	●							
	少年女子	三沢市	三沢市国際交流スポーツセンター	5						●	●	●	●	●							
レスリング	全種別	八戸市	FLAT HACHINOHE	4			●	●	●	●											
ウエイトリフティング	成年男子・女子・少年男子	平川市	ひらかわドリームアリーナ	5	●	●	●	●	●												
自転車	トラック・レース	成年男子・女子・少年男子	八戸市	八戸自転車競技場	4			●	●	●	●										
	ロード・レース	成年男子・女子・少年男子	階上町	階上町特設ロードレースコース	1		●														
ソフトテニス	全種別	青森市	新青森県総合運動公園テニスコート	4							●	●	●	●							
卓球	全種別	青森市	(仮称)青森市アリーナ	5		●	●	●	●	●											
軟式野球	成年男子	青森市	青森県営野球場	3		●	●	●	●												
		青森市	ダイシンベースボールスタジアム	4		●	●	●	●												
		三沢市	三沢市民運動広場野球場	3		●	●	●	●												
		六戸町	六戸町総合運動公園野球場	3		●	●	●	●												
		おいらせ町	おいらせ町下田公園野球場	1		●															
		六ヶ所村	六ヶ所村大石総合運動公園第三球場	1		●															
馬術	成年男子・成年女子・少年	山梨県	山梨県馬術競技場	5					●	●	●	●	●								
フェンシング	全種別	むつ市	むつマエダアリーナ	4	●	●	●	●													
柔道	成年男子・女子・少年男子	つがる市	伊藤鉱業アリーナつがる	3								●	●	●							
ソフトボール	成年男子	八戸市	八戸市長根公園野球場	3								●	●	●							
		八戸市	八戸市東運動公園野球場	3									●	●	●						
	成年女子	弘前市	弘前市運動公園野球場	3									●	●	●						
		弘前市	岩木山総合公園野球場	3									●	●	●						
	少年男子	東北町	東北町南総合運動公園ソフトボール場	3									●	●	●						
		東北町	東北町南総合運動公園野球場	3									●	●	●						
少年女子	三沢市	三沢市南山屋外運動場(A球場)	3									●	●	●							
		三沢市南山屋外運動場(B球場)	3										●	●	●						
バドミントン	全種別	黒石市	スポカルイン黒石	4		●	●	●	●												
弓道	近的	全種別	弘前市	青森県武道館	4	●	●	●	●												
	遠的	全種別	弘前市	青森県武道館	3	●	●	●													
剣道	全種別	七戸町	(仮称)七戸町総合アリーナ	3								●	●	●							
ラグビーフットボール	7人制	成年男子	八戸市	ブライフーズスタジアム	2							●	●								
		女子	八戸市	ブライフーズスタジアム	2								●	●							
	15人制	少年男子	青森市	大進建設スポーツ広場ラグビー場	4							●	●	●	●						
青森市	大進建設スポーツ広場多目的グラウンド	3									●	●	●								
スポーツライミング	リード・ポルダー	全種別	青森市	盛運輸アリーナ	3		●	●	●												
カヌー	スプリント	全種別	西目屋村	津軽白神湖特設カヌー競技場	4						●	●	●	●							
空手道	全種別	弘前市	青森県武道館	3								●	●	●							
銃剣道	成年男子・少年男子	三沢市	三沢市国際交流スポーツセンター	3		●	●	●													
クレー射撃	トラップ・スキート	成年	弘前市	弘前クレー射撃場	4	●	●	●	●												
なぎなた	成年女子・少年女子	藤崎町	スポーツプラザ藤崎	3								●	●	●							
ボウリング	全種別	八戸市	ゆりの木ボウル	5			●	●	●	●	●										

【正式競技(会期前Ⅰ)】

競技名	種別	会場地	競技会場	競技 日数	競技日程												
					9月												
					3 木	4 金	5 土	6 日	7 月	8 火	9 水	10 木	11 金	12 土	13 日		
水泳	競泳	全種別	青森市	(仮称)新青森県総合運動公園水泳場	3									●	●	●	
	水球	少年男子・女子			4			●	●	●							
	AS	少年女子			1	●											
	OWS	男子・女子								●							
	飛込	全種別	宮城県利府町	セントラルスポーツ宮城G21プール	3							●	●	●			
ローイング	全種別	むつ市	むつ市大湊特設ローイング場	4								●	●	●	●		
ホッケー	成年男子・成年女子	六ヶ所村	六ヶ所村内子内農山村広場多目的広場	5		●	●	●	●	●							
		三沢市	青森県立三沢高等学校グラウンド	5		●	●	●	●	●							
バレーボール	ビーチバレーボール	少年男子・少年女子	青森市	サンセットビーチあさむし特設会場	4	●	●	●	●								
体操	競技	全種別	弘前市	青森県武道館	4	●	●	●	●								
	新体操	少年男子・少年女子			2								●	●			
	トランポリン	男子・女子			1							●					
セーリング	全種別	むつ市	大平マリーナ	4		●	●	●	●								
ハンドボール	成年男子・成年女子	青森市	盛運輸アリーナ	5		●	●	●	●	●							
		青森市	マエダアリーナ	5		●	●	●	●	●							
	少年男子・少年女子	野辺地町	青森県立野辺地高等学校体育館	4		●	●	●	●								
相撲	成年男子・少年男子	十和田市	十和田市相撲場	3									●	●	●		
ライフル射撃	50m	成年男子・成年女子	弘前市	弘前市運動公園特設ライフル射撃場	3								●	●	●		
	10m	全種別			4								●	●	●		
	BR・BP	少年男子・少年女子		弘前市克雷トレーニングセンター	3								●	●	●		
	25m	成年男子	青森市	青森県警察学校射撃場	3									●	●	●	
カヌー	SL・WW	成年男子・成年女子	西目屋村	目屋溪谷岩木川カヌー競技場	4		●	●	●	●							
ゴルフ	成年男子	平内町	夏泊ゴルフリンクス	3							●	●	●				
	女子	青森市	青森カントリー倶楽部	3							●	●	●				
	少年男子		東奥カントリークラブ	3							●	●	●				
トライアスロン	成年男子・成年女子	青森市	青森市特設トライアスロン会場	1											●		

【正式競技(会期前Ⅱ)】

競技名	種別	会場地	競技会場	競技 日数	競技日程										
					9・10月										
					30 水	1 木	2 金	3 土	4 日	5 月	6 火	7 水	8 木	9 金	10 土
アーチェリー	全種別	青森市	新青森県総合運動公園投てき・アーチェリー場	3						●	●	●			

【特別競技(会期前Ⅱ)】

競技名	種別	会場地	競技会場	競技 日数	競技日程										
					9月・10月										
					30 水	1 木	2 金	3 土	4 日	5 月	6 火	7 水	8 木	9 金	10 土
(特別)高等学校野球	硬式	弘前市	弘前市運動公園野球場	3				●	●	●					
	軟式			3			●		●	●					

【公開競技】

競技名	種別	会場地	競技会場	競技 日数	競技日程
綱引	—	平内町	平内町立体育館	2	8月22日(土)～8月23日(日)
ゲートボール	—	十和田市	十和田市若葉球技場	2	8月29日(土)～8月30日(日)
武術太極拳	—	三沢市	三沢市国際交流スポーツセンター	2	8月8日(土)～8月9日(日)
パワーリフティング	—	藤崎町	スポーツプラザ藤崎	3	9月26日(土)～9月28日(月)
グラウンドゴルフ	—	平川市	平川市陸上競技場、平賀多目的広場、ひらかドーム	2	9月26日(土)～9月27日(日)
バウンドテニス	—	十和田市	十和田市総合体育センター	3	10月2日(金)～10月4日(日)
エアロビック	—	平川市	ひらかわドリームアリーナ	2	8月22日(土)～8月23日(日)

青の煌めきあおもり国スポ(第80回国民スポーツ大会)競技会会期

<冬季大会>

【スケート競技会・アイスホッケー競技会】

会場地	式典・競技	日程										会場		
		1/30	1/31	2/1	2/2	2/3	2/4	2/5	2/6	2/7	2/8			
		金	土	日	月	火	水	木	金	土	日			
八戸市	開始式			AM ◎										八戸市公会堂
	表彰式	スケート											PM ◎	YSアリーナ八戸
		アイスホッケー											PM ◎	調整中
	スケート	スピード							●	●	●	●		YSアリーナ八戸
		フィギュア		●	●	●	AM ●							FLAT HACHINOHE
ショートトラック			●	●									三沢アイスアリーナ	
八戸市	アイスホッケー							●	●	●	●	●	テクノアイスパーク八戸 FLAT HACHINOHE	
三沢市								●	●	●	●		三沢アイスアリーナ	

【◎:開始式・表彰式、●:競技】

【スキー競技会】

会場地	式典・競技	日程				会場	
		2/14	2/15	2/16	2/17		
		土	日	月	火		
大鰐町	開始式		PM ◎				平川市文化センター
	表彰式					PM ◎	平川市文化センター
	アルペン			●	●	●	大鰐温泉スキー場
	クロスカントリー			●	●	●	
鹿角市	スペシャルジャンプ			●			花輪スキー場
	コンパインド	ジャンプ		◆	●		
		クロスカントリー			●		

【◎:開始式・表彰式、●:競技、◆:予備ラウンド】

## 第80回国民スポーツ大会つがる市準備委員会委員等の変更について

第80回国民スポーツ大会つがる市準備委員会会則第8条第3項の規定に基づき、第3回総会（令和5年12月5日開催）以降、令和6年6月19日までの間における委員等の変更について、次のとおり報告します。

### ○副会長

（順不同・敬称略）

所属機関・団体／役職名（新任者）	新任者	前任者
つがる市商工会 会長	長内 明彦	宮本 純一

### ○常任委員

所属機関・団体／役職名（新任者）	新任者	前任者
つがる市校長会 会長	梅津 知己	桑村 哲二
青森県立木造高等学校 校長	三上 保	下山 敦史
きづくり商店街振興会 会長	長谷川 靖久	澁谷 省一
つがる市消防署 署長	工藤 康人	田中 久仁
東日本旅客鉄道株式会社秋田支社五所川原駅 駅長	高橋 賢	山本 陽
つがる市総務部 部長	高橋 一也	坂本 潤一
つがる市民生部 部長	高橋 勉	成田 毅彦
つがる市健康福祉部 部長	島田 安子	高橋 一也
つがる市経済部 部長	三上 恒寛	工藤 睦郎
つがる市建設部 部長	成田 正隆	工藤 一志
つがる市教育委員会教育部 部長	鳴海 義仁	三上 恒寛
つがる市議会事務局 事務局長	山口 淳志	工藤 敏弘

### ○委員

所属機関・団体／役職名（新任者）	新任者	前任者
株式会社つがる総合商社 柏ロマン荘支配人	水上 昌弘	尾野 章三
日本郵便株式会社木造郵便局 局長	平川 満彦	工藤 正幸
有限会社朝日タクシー 取締役	吉田 実佐子	吉田 英樹

### ○監事

所属機関・団体／役職名（新任者）	新任者	前任者
つがる市会計管理者	粕谷 竜一	木津谷 昭弘

### ○顧問

所属機関・団体／役職名（新任者）	新任者	前任者
つがる市教育委員会 委員	鎌田 常芳	—
つがる警察署 署長	上原 健治	坂下 浩章

### ○参与

所属機関・団体／役職名（新任者）	新任者	前任者
株式会社陸奥新報社五所川原支社 支社長 ※	下山 高秋	下山 高秋
株式会社毎日新聞社青森支局 支局長	足立 旬子	遠山 和彦
株式会社河北新報社青森総局 総局長	古関 良行	竹内 明日香
日本放送協会 青森放送局（弘前支局） ※	砂川 侑花	砂川 侑花

※が付いている者については、所属機関・団体名、役職名の変更があった者



## 第 80 回国民スポーツ大会つがる市準備委員会 第 3 回常任委員会における審議決定事項

第 80 回国民スポーツ大会つがる市準備委員会会則第 12 条第 9 項の規定に基づき、次のとおり報告します。

### 第 3 回常任委員会【令和 6 年 6 月 19 日開催】

#### (1) 総務企画専門委員会付託事項審議結果について

第 80 回国民スポーツ大会つがる市開催推進総合計画年次計画 の改訂について .....	別冊資料 P 1
青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市企業協賛取扱要項 .....	別冊資料 P 3
青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市ボランティア募集要項 .....	別冊資料 P 7

#### (2) 競技式典専門委員会付託事項審議結果について

第 80 回国民スポーツ大会つがる市リハーサル大会開催基本計画 .....	別冊資料 P 9
---------------------------------------	----------

#### (3) 宿泊衛生専門委員会付託事項審議結果について

青の煌めきあおもり国スポつがる市医療救護要項 .....	別冊資料 P11
青の煌めきあおもり国スポつがる市防疫対策実施要項 .....	別冊資料 P13
青の煌めきあおもり国スポつがる市食品衛生対策実施要項 .....	別冊資料 P14
青の煌めきあおもり国スポつがる市環境衛生対策実施要項 .....	別冊資料 P16

#### (4) 輸送交通専門委員会付託事項審議結果について

青の煌めきあおもり国スポつがる市輸送交通業務実施要項 .....	別冊資料 P18
青の煌めきあおもり国スポつがる市消防防災・警備業務実施要項 .....	別冊資料 P22

## 会長が専決処分した事項について

第 80 回国民スポーツ大会つがる市準備委員会会則第 14 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり専決処分したことから、同条第 2 項の規定により報告し、承認を求めるもの。

### 1 令和 6 年度暫定収支予算（令和 6 年 4 月 9 日専決処分）

令和 6 年度に実施する会議や各種事業に係る経費のうち、総会開催までの期間の必要額について、暫定収支予算として専決処分を行ったもの。

#### 1 歳入 (単位：円)

科 目	暫定予算額	備 考
負担金	2,640,000	つがる市負担金
雑収入	0	
繰越金	0	
合 計	2,640,000	

#### 2 歳出 (単位：円)

科 目	暫定予算額	備 考
総務費	44,000	
会議費	0	
事務局費	44,000	事務用消耗品
開催推進費	2,596,000	
広報啓発費	0	
競技会準備費	2,596,000	市開催競技会場等設計業務委託料
予備費	0	
合 計	2,640,000	

## 第 80 回国民スポーツ大会つがる市準備委員会令和 5 年度事業報告（案）

第 80 回国民スポーツ大会つがる市準備委員会会則第 11 条第 4 項第 3 号の規定に基づき、令和 5 年度事業報告を提案します。

### 1 会議等の開催

#### (1) 第 2 回常任委員会（令和 5 年 12 月 5 日）

- ・ 第 1 回総務企画専門委員会付託事項審議結果について
- ・ 第 1 回競技式典専門委員会付託事項審議結果について
- ・ 第 1 回宿泊衛生専門委員会付託事項審議結果について
- ・ 第 1 回輸送交通専門委員会付託事項審議結果について

#### (2) 第 3 回総会（令和 5 年 12 月 5 日）

- ・ 第 80 回国民スポーツ大会つがる市準備委員会令和 4 年度事業報告（案）
- ・ 第 80 回国民スポーツ大会つがる市準備委員会令和 4 年度収支決算（案）
- ・ 第 80 回国民スポーツ大会つがる市準備委員会令和 5 年度事業計画（案）
- ・ 第 80 回国民スポーツ大会つがる市準備委員会令和 5 年度収支予算（案）

#### (3) 専門委員会（令和 6 年 3 月 12 日～14 日）

##### ○第 2 回総務企画専門委員会

- ・ 第 80 回国民スポーツ大会つがる市開催推進総合計画年次計画の改訂について
- ・ 青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市企業協賛取扱要項（案）
- ・ 青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市ボランティア募集要項（案）

##### ○第 2 回競技式典専門委員会

- ・ 第 80 回国民スポーツ大会つがる市リハーサル大会開催基本計画（案）

##### ○第 2 回宿泊衛生専門委員会

- ・ 青の煌めきあおもり国スポつがる市医療救護要項（案）
- ・ 青の煌めきあおもり国スポつがる市防疫対策実施要項（案）
- ・ 青の煌めきあおもり国スポつがる市食品衛生対策実施要項（案）
- ・ 青の煌めきあおもり国スポつがる市環境衛生対策実施要項（案）

##### ○第 2 回輸送交通専門委員会

- ・ 青の煌めきあおもり国スポつがる市輸送交通業務実施要項（案）
- ・ 青の煌めきあおもり国スポつがる市消防防災・警備業務実施要項（案）

## 2 広報啓発活動の推進

### (1) 広報啓発用消耗品の作製



【ピンバッジ】



【クリアファイル】



【キャラクターシール】

### (2) プロスポーツ興行を活用した広報啓発事業の実施

令和5年11月4日～5日に「伊藤鉱業アリーナつがる」にて開催された「2023-24 V.LEAGUE DIVISION 1 WOMEN つがる市大会」において、あおもり国スポ・障スポつがる市開催競技であるバレーボールの普及啓発を目的として、関係者及び市内小中学生の無料招待を実施。

2日間の延べ招待人数：155名

## 3 関係機関及び競技団体との連携調整

### (1) 県開催の各種会議等への出席

- ・第8回会場地市町村担当者会議
- ・第3回会場地市町村宿泊・輸送担当者会議
- ・第1回競技運営担当者会議
- ・県準備委員会第8回総会・県実行委員会第1回総会

- ・ 会場地市町村医事・衛生及び警備・消防担当者会議
- ・ 第 1 回全国障害者スポーツ大会専門委員会

(2) 県が実施する各種調査に対する調査・回答

- ・ 第 80 回国民スポーツ大会リハーサル大会運営経費調査（第 3 次）ヒアリング
- ・ 第 80 回国民スポーツ大会運営経費調査（第 2 次）ヒアリング
- ・ 第 80 回国民スポーツ大会練習会場案最終調査
- ・ 第 80 回国民スポーツ大会合同配宿意向調査
- ・ 第 80 回国民スポーツ大会競技会会期最終調査
- ・ 青のきらめき県民運動登録に係る調査
- ・ 青の煌めきあおもり国スポ競技別リハーサル大会開催申請書の提出
- ・ 青の煌めきあおもり国スポ・障スポに係る炬火イベントに関する意向調査
- ・ 競技補助員・競技会補助員協力依頼先希望調査（第 2 次）
- ・ 青の煌めきあおもり障スポリハーサル大会開催承諾書の提出
- ・ 青の煌めきあおもり国スポ会場地市町村における医療従事者見込数調査（第 1 次）
- ・ 青の煌めきあおもり国スポ合同配宿に係る同意書の提出

## 第80回国民スポーツ大会つがる市準備委員会令和5年度収支決算（案）

第80回国民スポーツ大会つがる市準備委員会会則第11条第4項第4号の規定に基づき、令和5年度収支決算について提案します。

## 収入の部

(単位：円)

科目	予算額 (A)	決算額 (B)	増減 (B) - (A)	説明
1. 負担金	1,165,000	1,165,000	0	令和5年度つがる市負担金
2. 諸収入	32	6	△ 26	預金利息
3. 繰越金	606,968	606,968	0	令和4年度からの繰越金
合計	1,772,000	1,771,974	△ 26	

## 支出の部

(単位：円)

科目	予算額 (A)	決算額 (B)	増減 (B) - (A)	説明
1. 総務費	75,000	69,285	△ 5,715	
1. 会議費	27,315	21,600	△ 5,715	会議時お茶代
2. 事務局費	47,685	47,685	0	コピー用紙購入費 切手購入費（総会等案内）
2. 開催推進費	1,393,000	1,388,732	△ 4,268	
1. 広報啓発費	1,393,000	1,388,732	△ 4,268	・ 広報啓発用消耗品 ピンバッジ 200個 クリアファイル 3000枚 キャラクターシール 3300枚 ・ 広報啓発に係る御礼（りんご） ・ 振込手数料（6件） ・ ウェブサイト保守管理料 ・ Vリーグ小中学生無料招待事業費
3. 予備費	304,000	0	△ 304,000	
合計	1,772,000	1,458,017	△ 313,983	

※ 科目間の流用を認める。

収入合計 1,771,974円 - 支出合計 1,458,017円 = 313,957円


差引残額 313,957円については、令和6年度に繰り越しいたします。

# 監 査 報 告 書

第 80 回国民スポーツ大会つがる市準備委員会会則第 17 条の規定に基づき、  
令和 5 年度における第 80 回国民スポーツ大会つがる市準備委員会の収支決算に  
関する証拠書類及び諸帳簿について監査したところ、その内容は適正であった  
ことを認め、報告します。

令和 6 年 4 月 23 日

第 80 回国民スポーツ大会つがる市準備委員会

監 事 台 丸 谷 績 

監 事 粕 谷 竜 一 

# 青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会の 設置及び会則の改正について（案）

## 1 趣旨

令和5年7月20日に（公財）日本スポーツ協会理事会において、第80回国民スポーツ大会の青森県開催が正式決定されたことから、国民スポーツ大会開催基準要項に基づき、第80回国民スポーツ大会つがる市準備委員会（以下「準備委員会」という。）を改組し、会場地市町村として「青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会」（以下「実行委員会」という。）を設置するもの。

## 2 実行委員会の概要

### (1) 名称

青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会

### (2) 組織

現行の準備委員会の総会、常任委員会、各専門委員会は、実行委員会に引き継ぐ。

### (3) 委員等

実行委員会の役員、委員、顧問、参与又は専門委員（以下「委員等」という。）は、現在の準備委員会の委員等を充てるものとする。

## 3 会則の改正等

組織名称を変更するとともに、第25回全国障害者スポーツ大会に関する事項を追加する等、準備委員会会則を改正する。

また、準備委員会でこれまでに決定された方針、計画及び関係規程等については、組織名称等を読み替える旨を附則で規定し、実行委員会へ引き継ぐこととする。

### 【参考】

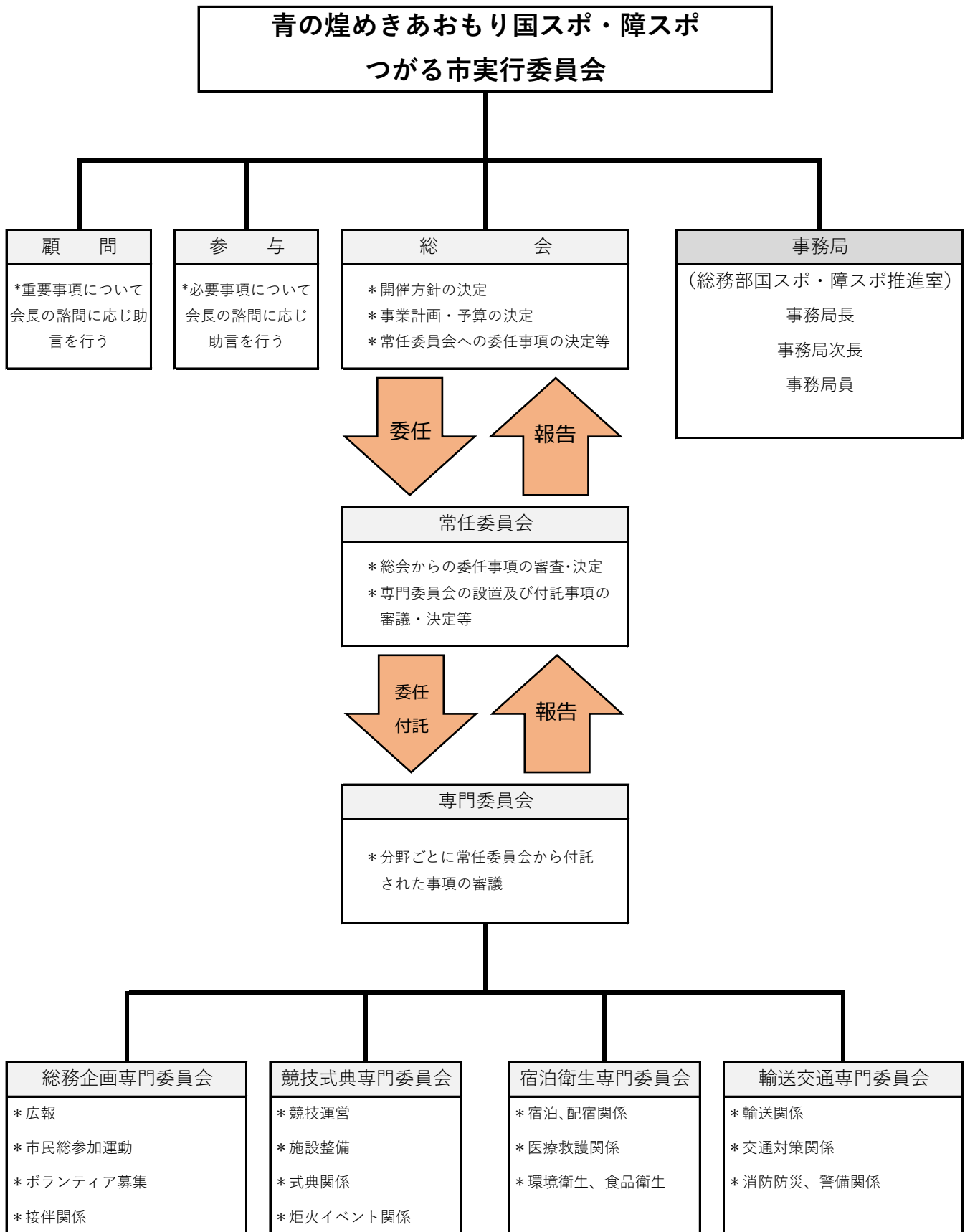
○国民スポーツ大会開催基準要項（抜粋）

2.5 開催県実行委員会及び会場地市町村実行委員会

(1) 開催県及び会場地市町村は、大会運営のためにそれぞれ実行委員会を設置する。



青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会組織図



## 第80回国民スポーツ大会つがる市準備委員会会則改正 新旧対照表

改正後	改正前
<p data-bbox="225 427 807 510"><u>青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会会則</u></p> <p data-bbox="309 568 480 602">第1章 総則</p> <p data-bbox="252 616 333 649">(名称)</p> <p data-bbox="225 665 807 792">第1条 本会は、<u>青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会</u>（以下「<u>実行委員会</u>」という。）と称する。</p> <p data-bbox="252 808 333 842">(目的)</p> <p data-bbox="225 857 807 1081">第2条 <u>実行委員会</u>は、第80回国民スポーツ大会及び第25回全国障害者スポーツ大会において、つがる市で開催される競技会（以下「<u>競技会</u>」という。）の円滑な運営に必要な<u>事務及び事業</u>を行うことを目的とする。</p> <p data-bbox="252 1097 389 1131">(所掌事項)</p> <p data-bbox="225 1146 807 1229">第3条 <u>実行委員会</u>は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。</p> <p data-bbox="252 1245 807 1328">(1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。</p> <p data-bbox="252 1341 807 1424">(2) 競技会の開催及び<u>運営</u>に係る準備に関すること。</p> <p data-bbox="252 1440 440 1473">(3)～(6) 略</p> <p data-bbox="252 1489 807 1572">(7) <u>その他前条の目的達成に必要な事務事業</u>に関すること。</p> <p data-bbox="309 1630 480 1664">第2章 組織</p> <p data-bbox="252 1680 333 1713">(組織)</p> <p data-bbox="225 1729 807 1812">第4条 <u>実行委員会</u>は、会長及び委員をもって組織する。</p> <p data-bbox="225 1827 314 1861">2 略</p> <p data-bbox="252 1877 333 1910">(役員)</p> <p data-bbox="225 1926 807 2009">第5条 <u>実行委員会</u>に次の各号に掲げる役員を置く。</p> <p data-bbox="252 2024 440 2058">(1)～(4) 略</p>	<p data-bbox="833 427 1415 510">第80回国民スポーツ大会つがる市準備委員会会則</p> <p data-bbox="917 568 1088 602">第1章 総則</p> <p data-bbox="860 616 941 649">(名称)</p> <p data-bbox="833 665 1415 792">第1条 本会は、<u>第80回国民スポーツ大会つがる市準備委員会</u>（以下「<u>準備委員会</u>」という。）と称する。</p> <p data-bbox="860 808 941 842">(目的)</p> <p data-bbox="833 857 1415 1037">第2条 <u>準備委員会</u>は、第80回国民スポーツ大会において、つがる市で開催される競技会（以下「<u>競技会</u>」という。）の円滑な運営に必要な<u>準備</u>を行うことを目的とする。</p> <p data-bbox="860 1097 997 1131">(所掌事項)</p> <p data-bbox="833 1146 1415 1229">第3条 <u>準備委員会</u>は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。</p> <p data-bbox="860 1245 1415 1328">(1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。</p> <p data-bbox="860 1341 1415 1424">(2) 競技会の開催に係る準備に関すること。</p> <p data-bbox="860 1440 1048 1473">(3)～(6) 略</p> <p data-bbox="860 1489 1415 1572">(7) <u>その他準備委員会の目的達成に必要な事項</u>に関すること。</p> <p data-bbox="917 1630 1088 1664">第2章 組織</p> <p data-bbox="860 1680 941 1713">(組織)</p> <p data-bbox="833 1729 1415 1812">第4条 <u>準備委員会</u>は、会長及び委員をもって組織する。</p> <p data-bbox="833 1827 922 1861">2 略</p> <p data-bbox="860 1877 941 1910">(役員)</p> <p data-bbox="833 1926 1415 2009">第5条 <u>準備委員会</u>に次の各号に掲げる役員を置く。</p> <p data-bbox="860 2024 1048 2058">(1)～(4) 略</p>

改正後	改正前
<p>第6条 略 (役員の職務)</p> <p>第7条 会長は、<u>実行委員会</u>を代表し、会務を総理する。 2～3 略</p> <p>4 監事は、<u>実行委員会</u>の財務を監査する。 (任期等)</p> <p>第8条 委員及び役員(以下「委員等」という。)の任期は、委嘱されたときから<u>第19条第1項の規定により実行委員会</u>が解散した日までとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属の団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。 2～4 略 (顧問及び参与)</p> <p>第9条 <u>実行委員会</u>に、顧問及び参与を置くことができる。 2～5 略</p>	<p>第6条 略 (役員の職務)</p> <p>第7条 会長は、<u>準備委員会</u>を代表し、会務を総理する。 2～3 略</p> <p>4 監事は、<u>準備委員会</u>の財務を監査する。 (任期等)</p> <p>第8条 委員及び役員(以下「委員等」という。)の任期は、委嘱されたときから<u>準備委員会</u>の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属の団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。 2～4 略 (顧問及び参与)</p> <p>第9条 <u>準備委員会</u>に、顧問及び参与を置くことができる。 2～5 略</p>
<p style="text-align: center;">第3章 会議 (会議の種類)</p> <p>第10条 <u>実行委員会</u>に、次の各号に掲げる会議を置く。 (1)～(3) 略 (総会)</p> <p>第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。 2～4 略</p> <p>5 総会は、委員の過半数の出席がなければ<u>開</u>会し、及び議決することができない。ただし、総会に出席できない委員はあらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。 6～7 略</p> <p>8 会長は、必要があると認めるときは、委員</p>	<p style="text-align: center;">第3章 会議 (会議の種類)</p> <p>第10条 <u>準備委員会</u>に、次の各号に掲げる会議を置く。 (1)～(3) 略 (総会)</p> <p>第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。 2～4 略</p> <p>5 総会は、委員の過半数の出席がなければ<u>開</u>催し、及び議決することができない。ただし、総会に出席できない委員はあらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。 6～7 略</p>

改正後	改正前
<p><u>に事前に送付した議案に対し、書面をもって評決を求め、その結果を総会の議決に代えることができる。</u></p> <p>(常任委員会)</p> <p>第 12 条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。</p> <p>2 委員長は、会長をもって充てる。</p> <p>3 副委員長は、副会長<u>をもって充てる。</u></p> <p>4～5 略</p> <p>6 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、<u>委員長があらかじめ指名した副委員長</u>がその職務を代理する。</p> <p>7 常任委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>専門委員会の設置並びに専門委員会への付託及び委任する事項</u>に関すること。</p> <p>(3)～(4) 略</p> <p>8 前条第 5 項、<u>第 6 項及び第 8 項</u>の規定は、常任委員会について準用する。</p> <p>9 常任委員会は、第 7 項の規定により審議決定した事項及び次条第 2 項の規定により<u>専門委員会</u>から報告があった事項を、必要に応じて次の総会に報告するものとする。</p> <p>10 第 8 条の規定は、<u>常任委員</u>の任期等について準用する。</p> <p>(専門委員会)</p> <p>第 13 条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。</p> <p>2 専門委員会は、常任委員会から付託<u>又は委任</u>された事項について調査し、及び審議し、その結果を常任委員会に報告しなければならない。</p>	<p>(常任委員会)</p> <p>第 12 条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。</p> <p>2 委員長は、会長をもって充てる。</p> <p>3 副委員長は、副会長の<u>うちから会長が指名する。</u></p> <p>4～5 略</p> <p>6 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。</p> <p>7 常任委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>専門委員会の設置及び専門委員会</u>への付託に関すること。</p> <p>(3)～(4) 略</p> <p>8 前条第 5 項及び<u>第 6 項</u>の規定は、常任委員会について準用する。</p> <p>9 常任委員会は、第 7 項の規定により審議決定した事項及び次条第 3 項の規定により<u>専門委員</u>から報告があった事項を、必要に応じて次の総会に報告するものとする。</p> <p>10 第 8 条の規定は、<u>常任委員会</u>の任期等について準用する。</p> <p>(専門委員会)</p> <p>第 13 条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。</p> <p>2 専門委員会は、常任委員会から付託された事項について調査し、及び審議し、その結果を常任委員会に報告しなければならない。</p> <p>3 <u>専門委員会は、常任委員会から委任された事項について調査し、及び審議し、その結果を必要に応じて常任委員会に報告する。</u></p>

改正後	改正前
<p>3 <u>前2項</u>の規定に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。</p> <p>4 略</p> <p>第4章 会長の専決処分 (会長の専決処分)</p> <p>第14条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。</p> <p>2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等に報告し、<u>その承認</u>を得なければならない。</p> <p>第5章 事務局 (事務局)</p> <p>第15条 <u>実行委員会</u>の事務を処理するため、事務局を置く。</p> <p>2 事務局に関し必要な事項は、<u>会長が別に定める</u>。</p> <p>第6章 <u>財務及び会計</u> (経費)</p> <p>第16条 <u>実行委員会</u>の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。 (予算及び決算)</p> <p>第17条 <u>実行委員会</u>の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。 (会計年度)</p> <p>第18条 <u>実行委員会</u>の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。</p> <p>2 <u>実行委員会</u>の<u>財務及び会計</u>に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>第7章 解散</p>	<p>4 <u>前3項</u>の規定に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。</p> <p>5 略</p> <p>第4章 会長の専決処分 (会長の専決処分)</p> <p>第14条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。</p> <p>2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等に報告し、承認を得なければならない。</p> <p>第5章 事務局 (事務局)</p> <p>第15条 <u>準備委員会</u>の事務を処理するため、事務局を置く。</p> <p>2 事務局に関し必要な事項は会長が別に定める。</p> <p>第6章 会計 (経費)</p> <p>第16条 <u>準備委員会</u>の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。 (予算及び決算)</p> <p>第17条 <u>準備委員会</u>の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。 (会計年度)</p> <p>第18条 <u>準備委員会</u>の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。</p> <p>2 <u>準備委員会</u>の<u>会計</u>に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>第7章 解散</p>

改正後	改正前
<p>(解散)</p> <p>第 19 条 <u>実行委員会</u>は、第 2 条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。</p> <p>2 <u>実行委員会</u>が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。</p> <p>第 8 章 補則</p> <p>(委任)</p> <p>第 20 条 この会則に定めるもののほか、<u>実行委員会</u>の運営に必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この会則は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>1 <u>この会則は、令和 年 月 日から施行する。</u></p> <p>2 <u>この会則の施行の際、現に第 80 回国民スポーツ大会つがる市準備委員会の役員、委員、顧問、参与又は専門委員である者は、それぞれ実行委員会の役員、委員、顧問、参与又は専門委員に委嘱されたものとみなす。</u></p> <p>3 <u>この会則の施行の際、現に制定されている第 80 回国民スポーツ大会つがる市準備委員会の方針、計画及び関係規程等中「第 80 回国民スポーツ大会つがる市準備委員会」とあるのは「青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会」と、「第 80 回国民スポーツ大会」とあるのは「青の煌めきあおもり国スポ」と、「第 25 回全国障害者スポーツ大会」とあるのは「青の煌めきあおもり障スポ」と読み替える。</u></p>	<p>(解散)</p> <p>第 19 条 <u>準備委員会</u>は、第 2 条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。</p> <p>2 <u>準備委員会</u>が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。</p> <p>第 8 章 補則</p> <p>(委任)</p> <p>第 20 条 この会則に定めるもののほか、<u>準備委員会</u>の運営に必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>付 則</p> <p>この会則は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。</p>

## 青の煌<sup>きら</sup>めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会会則

### 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、青の煌<sup>きら</sup>めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、第80回国民スポーツ大会及び第25回全国障害者スポーツ大会において、つがる市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に必要な事務及び事業を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催及び運営に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体及び関係機関との連携調整に関すること。
- (6) 市民のスポーツ意識の高揚に関すること。
- (7) その他前条の目的達成に必要な事務事業に関すること。

### 第2章 組織

(組織)

第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) つがる市を代表する者
- (2) つがる市議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第5条 実行委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 10名以内
- (3) 常任委員 35名以内
- (4) 監事 2名

(役員を選任)

第6条 会長は、つがる市長をもって充てる。

2 副会長、常任委員及び監事は、総会の同意を得て、委員のうちから会長が委嘱する。  
(役員の職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順位により、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し第12条第7項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから第19条第1項の規定により実行委員会が解散した日までとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属の団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。

4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 実行委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

### 第3章 会議

(会議の種類)

第10条 実行委員会に、次の各号に掲げる会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。

4 総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、議決する。

(1) 競技会の開催に係る基本方針に関すること。

(2) 会則の制定及び改廃に関すること。

(3) 事業計画及び事業報告に関すること。

(4) 予算及び決算に関すること。



(5) 常任委員会に委任する事項に関すること。

(6) その他重要な事項に関すること。

5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、及び議決することができない。ただし、総会に出席できない委員はあらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。

6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

7 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。

8 会長は、必要があると認めるときは、委員に事前に送付した議案に対し、書面をもって評決を求め、その結果を総会の議決に代えることができる。

(常任委員会)

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

2 委員長は、会長をもって充てる。

3 副委員長は、副会長をもって充てる。

4 常任委員会は、必要に応じて委員長が召集する。

5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。

6 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名した副委員長がその職務を代理する。

7 常任委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。

(1) 総会から委任された事項に関すること。

(2) 専門委員会の設置並びに専門委員会への付託及び委任する事項に関すること。

(3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること。

(4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。

8 前条第5項、第6項及び第8項の規定は、常任委員会について準用する。

9 常任委員会は、第7項の規定により審議決定した事項及び次条第2項の規定により専門委員会から報告があった事項を、必要に応じて次の総会に報告するものとする。

10 第8条の規定は、常任委員の任期等について準用する。

(専門委員会)

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

2 専門委員会は、常任委員会から付託又は委任された事項について調査し、及び審議し、その結果を常任委員会に報告しなければならない。

3 前2項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。

4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

#### 第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第14条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等に報告し、その承認を得なければならない。

## 第5章 事務局

(事務局)

第15条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 第6章 財務及び会計

(経費)

第16条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第17条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第18条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 実行委員会の財務及び会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 第7章 解散

(解散)

第19条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

## 第8章 補則

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

1 この会則は、令和 年 月 日から施行する。

2 この会則の施行の際、現に第80回国民スポーツ大会つがる市準備委員会の役員、委員、顧問、参与又は専門委員である者は、それぞれ実行委員会の役員、委員、顧問、参与又は専門委員に委嘱されたものとみなす。

3 この会則の施行の際、現に制定されている第 80 回国民スポーツ大会つがる市準備委員会の方針、計画及び関係規程等中「第 80 回国民スポーツ大会つがる市準備委員会」とあるのは「青の煌<sup>きら</sup>めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会」と、「第 80 回国民スポーツ大会」とあるのは「青の煌<sup>きら</sup>めきあおもり国スポ」と、「第 25 回全国障害者スポーツ大会」とあるのは「青の煌<sup>きら</sup>めきあおもり障スポ」と読み替える。



第 80 回国民スポーツ大会つがる市準備委員会事務局  
（つがる市総務部 国スポ・障スポ推進室）  
〒038-3138 青森県つがる市木造若緑 52  
TEL 0173-49-1193 FAX 0173-49-1212